

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？  
～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～

## 事業主の皆様へ

雇い入れている労働者の方々の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」（\*）と「雇用保険被保険者証」は、**本人（労働者）にお渡ししていますか？**

（\*）平成15年5月以降の雇入れに限る。

- 雇用保険制度では、雇い入れた労働者が被保険者となる場合、**事業主は必ず「雇用保険被保険者資格取得届」**を被保険者となった日の属する月の翌月10日までにハローワークに提出しなければなりません。
- その方が被保険者となったことについて確認がなされた場合、ハローワークからその方の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用・事業主通知用）」と「雇用保険被保険者証」が交付されます。
- このうち、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハローワークから一般的には事業主を通じて労働者の方に対して交付されるものですが、これらの交付は雇用保険の加入手続きがなされたことを本人（労働者）が確実に把握できるようにするためのものです。
- **事業主の皆様におかれては、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」を本人（労働者）に確実にお渡しいただくようお願いいたします。**
- なお、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」は、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の加入の有無を確認するための書類ですので、**大切に保管してください。**（\*事業主には、被保険者に関する雇用保険関連書類について、その方の資格喪失から4年間保管する義務があります。）